

今後の社会資本整備のあり方

日本開発銀行

薄井 充裕

1. はじめに— 社会資本整備の理論

現在、社会資本整備について、もっとも大きな理論的なフレームを提供しているのは、宇沢弘文他によって提唱されている「社会的共通資本」の考え方である。「社会的共通資本」は3つの部分から構成される。第1は、自然資本であり、大気、水、河川、森林、土壌、海洋などの自然環境がこれにあたる。第2は、通常語られる社会資本の分野であり、道路、鉄道、公益事業施設、都市インフラストラクチャーなどが含まれる。第3は、制度資本と呼ばれ、行政、教育、医療、司法、金融制度、警察・消防などの総称である(1)。

「社会的共通資本」の考え方は、地球環境問題などのグローバルな課題に対応し、理論的な枠組みを提示するとともに、地球温暖化問題への具体的な政策として各国別の炭素税などの導入もその検討の対象としている。一方、狭義の社会資本整備(第2カテゴリー)に関しても、今後、自然資本や制度資本との関係がより鋭く問われよう。小稿では、こうした視点を参考に、以下、狭義の社会資本整備のあり方を中心に私見を述べてみたい。

2. 社会資本整備の分野—その検討の枠組み

最近、「産業関連から生活関連へ」の社会資本整備のパワーシフト論や、新社会資本整備論が一種のブームとなっているが、こうした考え方では、明確に分野毎の重点投資を抽出することはできない。便宜的にここでは3つの分類を行おう。第1は、伝統的な社会資本(主要な公共事業)の分野、第2は、民営化実施分野、第3は、その他の重要検討分野である。

(1) 伝統的な社会資本整備の分野

かつて、我が国の公共投資に超長期の分析を加えた沢本守幸は、①河川、②国鉄、③道路、④港湾、⑤農林漁業施設、⑥治山施設、⑦電信電話の7つの分野をとりあげた(2)。

このうち②と⑦は、後述するとおり民営化、競争促進政策がとられ公共投資の分野からはずれたが、それ以外の5分野は、現在にいたるまで、まさに公共投資の主力分野を形成

し、「産業関連から生活関連へ」とのパラフレーズはあっても、依然として各省庁の重点がここにおかれていることにはかわりはない。昨年12月に発表された「生活者・利用者の視点に立った社会資本整備」の事業リスト（総額約1兆円、国費投入約6千億円）をみてもこの点は明らかであろう。つまり、各投資「分野」そのものを見直すのではなく、投資「内容」の説明振りを言い換える（パラフレーズする）操作がここで行われているともいえる。

一方、本質的に、こうした分野において、今後一層求められる課題は、何よりも環境との共生の視点であろう。長良川河口堰問題、スーパー林道などの事例を持ち出すまでもなく伝統的な社会資本整備の分野においては、自然資本の保全、強化の視点が重要であり、かつこの点について市民サイドの関心も高い。

また、④と⑤の一部は、昨年11月の財政制度審議会「公共事業の配分のあり方に関する報告」の「配分の基準」において、「全体としては、重点的かつ抑制気味に扱うべき」領域とされた点も指摘しておく必要がある。

(2) 民営化実施分野

事業主体の民営化によって、公共投資から民間投資の領域に移行した2つの分野も、なお社会資本整備論では中心的な役割を演じている。

国鉄についてはJRに経営形態はかわったが、地方からの整備新幹線希求論は根強く、
モータル・シフト — 環境に配慮し、自動車利用の抑制、鉄道等輸送の増進を図る — の世界的な兆しのなかで、その声は徐々に大きくなっているし、大都市部においては、JRに限らず、通勤・通学の距離および時間の長期化傾向をうけ、常磐新線などの新線建設に加えて、在来線における輸送力増強や安全対策は依然、緊要な政策課題である。

また、電信電話については、「情報通信」分野へと変容しつつ、米国のゴア副大統領の提唱する「情報スーパーハイウェイ（NII）構想」や我が国のB-ISDN整備などにみられるとおり、いわゆる新社会資本整備論の主要テーマとなっている。

民営化対象分野については、事業採算の重視の観点から、整備主体論と財源問題が常に俎上にあがる点にも特色がある。民営化・競争促進政策は、先進国間ではほぼ共通しており、民間活力の活用上も基本的に後戻りはできないだろう。

しかし、一方、欧州の鉄道整備で議論されているとおり、「上下分離」（建設、維持・管理、運行の役割分担論）などの整備スキームは、我が国においても同種事業に関して、

その適用可能性を十分に研究しておかねばならないし、国土政策の観点から、財源を含め長期の一貫した整備目標の合意形成がその前提として必要だろう(3)。

(3)その他の重要分野

社会資本の重点分野はこれにとどまらない。下水道、住宅や各種の施設整備（学術研究・教育施設整備など）も注目度は高い。下水道、住宅は、伝統的な公共投資の分野でもあるが、近時、特に「生活関連」の代表格として台頭、一方、各種の施設整備については、高齢者や身障者対応上の必要性（人にやさしい社会資本整備）に加え、学術研究・教育施設に関しては、情報通信分野とともにこれも新社会資本整備論のなかで強いスポットを浴びている(4)。

一方、重要な分野として認識されながらも、議論の表舞台に登場しにくいものもある。例えば、空港整備については、羽田、成田につづく首都圏第三空港整備の必要性は早くからいわれながらも、正面から取り上げられる機会は思いのほか少ない。これは、地方空港整備については、規模の大小を別とすれば一応の充足感がある一方、首都圏第三空港は、成田の「教訓」も重く、調査段階からの「テイク・オフ」はなかなか果たせないでいる。

また、自治体サイドでは差し迫った課題との意識も強いが、ゴミ問題に代表される廃棄物処理やリサイクルに関しては、財政制度審議会報告でも指摘されているとおり、環境問題上はよりクローズ・アップされていい。この分野では、欧州のきめ細かい対応は先例として示唆に富む。

こうした分類は、もちろん全ての分野を網羅していない。しかし、以上列举した分野においても様々な課題が浮かび上がってくる。ここでは、2点を指摘しておきたい。

第一に、社会資本整備は、財源問題を含めて中長期的な計画のもとで実施されるが、「産業関連から生活関連へ」の重点移行論や、新社会資本整備論では、上記の(1)～(3)の投資のプライオリティや最適な配分の基準は見えてこない。その意味で、狭義の社会資本整備の枠内での価値基準を超え、「自然資本との共生」の視点から、それとの緊張関係をどう克服していくか（「環境と開発の調和」あるいは「社会資本アセスメント」）が、社会資本整備の新しい、かつ明確な基準になるべきではないかと思われる。

第二に、グローバル化との関連で、各種施設などの整備水準について、主要先進国間での比較もさることながら、特に、東アジア諸国との比較において、我が国の社会資本整備

の立ち遅れを指摘したものとして通産省「中期産業経済展望研究会報告書」（93年5月）のインパクトは大きかったといえよう。今後の我が国経済発展の制約要因になるかもしれない空港、港湾能力（拡張余力を含む）等に関して、我が国の絶対水準が低い（国内の分散投資傾向が強く、国を代表する主力空港、港湾が形成しにくい）点を本報告書は鋭く示している(5)。

このように、社会資本整備について、国内的なバランス論のみでモノを見ていては、世界的な潮流変化から取り残されていくリスクも高い。

次に、制度資本との関係において、「地方分権」と社会資本整備の関係について考えてみよう。

3. 「地方分権」と社会資本整備の課題

社会資本整備の分野において、特に、国際的な交通・通信ネットワークや幹線道路網、整備新幹線などに代表される骨格的な国内の基幹的インフラ整備、知的社会資本形成（国際的な研究開発など）に関しては、事業規模、投資テンポ、事業手法いずれにおいても従来以上に国のイニシアティブのもと戦略的、重点的な対応が求められよう。

一方、都道府県域を超える自発的な開発の動意も強い。地域限定的な社会資本整備については、一層の分権化のなかで地域間連携を強化して実施することが必要だろう。①規制の撤廃・緩和措置を徹底し、そのうえで②国から地方公共団体への権限の移管を行い、さらに③独自の分権施策の拡大が図られねばならない。また、(a)地域における税財源等の充実をはかり財政の自立性を高めるとともに、基本的には、地域が望む方向で、(b)国からの補助金や地方交付税措置の執行体制を含む見直しが検討されるべきであろう。勿論、縦割り行政など制度の「固い殻」を突き崩していくためには、官（国、地方）民（法人、個人）ともに相当な意識改革が必要でありこれは生易しい課題ではない。

しかし、我が国において高齢化社会は加速度的に進行する。広範な地域での人口減少問題の懸念も大きい。一方で、自然、風土、文化、産業などがことなる地域ごとに、その特性に価値を見出しこれを保護、保全、増進することも国民的な課題である。したがって、水系・森林管理から廃棄物処理、さらには都市、農漁山村間のバランスのとれた社会資本を効率的に整備することが必要となる。その主体は、住民に近い自治体こそがふさわしいだろう。ここで留意すべきは、各地域がエゴセントリックな立場を極力排し、ハード、ソフト両面で、社会資本の効率的な整備に向けて、良質な施設を「選択的」に建設、運営す

る一方、それらを「広域的」に連携し利用、活用することが求められる点である。

また、象徴的にいえば、自治体サイドで自ら行政責任を決然ととる「リスクの選択」と中央に陳情しなくていい「自由の選択」は裏腹の関係にあるともいえよう。「地方分権」は、今後、ますます厳しさを加える国際経済調整下において産業の活性化と地域ごとの最適な社会資本整備の効率的な整備のためにも時代の要請となりつつある。

さらに、単体の施設整備やその運営に関して、事業スキームとしての民間活力の活用は官民の役割分担を見直し、事業の効率性を追求するうえで、その重要性はいささかなりと褪せていない(6)。

社会資本整備を円滑に実施するうえで、制度資本たる行政の仕組みの変更が問われている。「地方分権」は、その一部分を構成するが、制度の「固い殻」が利権の温床にくるまれているかぎり、固定的と批判のある公共投資のシェアを、時代の変化とともに機動的に見直していくことも難しいだろう。しかし、いま、その決断が求められている。

4. 社会資本整備 — 手段か目的か

最近の社会資本整備についての検討は、景気対策との関連で多くなされてきた。

しかし、短期的な経済対策に組み込まれたことで、社会資本整備自体が、公共投資の拡大とそれに伴う景気浮揚効果との関係において議論され、知らず知らずに自己「目的」化されている傾向があるのではないか。本来、社会資本整備は、特定の政策目的を達成するための「手段」として考えられるべきあり、かつ、多様な政策目的が整合的に実施されるうえで、それは総合的な長期計画のもとで遂行されねばならない。国土計画がその任を負うべきであろう。骨太で国際的に開かれ、しかも、国民へのしなやかな配慮を失わない国土の全体計画（それは、勿論ハードの施設整備のみを意味しない）のもと、その目的達成の手段として、社会資本整備は大きな力を発揮する。

最も巨大なスケールの政策としての地球温暖化対策をひとつの念頭において、「社会的共通資本」の理論が組み立てられているように、構想力ある国土計画とのリンケージを意識した社会資本整備論がまさに必要とされている。この点を最後に強調しておきたい。

(以上)

〔注〕

- (1) 宇沢弘文・國則守生編『地球温暖化の経済分析』東京大学出版会／1993年を参照。また、「社会的共通資本」について簡潔に論点を提示したものとして、宇沢弘文「新しい体制の理念①～⑥」（日経新聞「やさしい経済学」欄1994年1月1日～7日連載）を参照。
- (2) 沢本守幸『公共投資100年の歩み』大成出版社／1981年を参照。また、その後の変化をトレースしたものとして、天野光三「戦後日本の経済成長と公共投資」（日本計画行政学会編『社会資本整備と計画行政』学陽出版／1987年所収）を参照。なお、同論文を含めて、天野光三『国土再編計画』PHP出版／1994年もあわせて参照。
- (3) 欧州の最近の交通社会資本整備に関しては、拙稿「ヨーロッパ国土軸考」（『人と国土』国土計画協会／1993年11月号）を参照。
- (4) 日米構造問題協議以降の各種の社会資本整備論に関しては、拙稿「政策動向からみた社会資本整備論」（『地域開発』（財）日本地域開発センター／1993年7月号）を参照。
- (5) 本報告書発表以降も、社会資本整備に関して国から様々な指摘がなされている。昨年10月の①「第3次行革審最終答申」（総務庁）、②「社会資本整備検討委員会報告」（経済審議会）につづき、11月には、本文中にもふれた③「公共事業の配分のあり方に関する報告」（財政制度審議会）が、また、12月には、④「新しい社会資本整備の在り方研究会報告」（国土庁）、⑤「経済改革研究会（平岩委員会）報告」（内閣内政審議室）が相次いで出されている。大胆に要約すれば、①では、地方分権の強化が、②では、社会資本整備の複合的・総合的整備が、③では、公共投資の配分基準の見直しが、④では、横断的なマスタープラン等の必要性が、⑤では、経済改革上、総論としての社会資本整備の重要性がそのポイントといえよう。
- (6) 民間活力の活用について、最近の事業パターンにふれたものとして、拙稿「いまこそ『事業金融』の知恵出しを」（『日経リアルエステート東京』日経BP社／1993年6月号）を参照。

はじめに

日本の経済発展の歴史を振り返ると、近代化が始まった明治時代以降長期にわたって、私的資本とりわけ産業資本の充実が国民経済的にみて最も高いプライオリティを有する政策目標として追求され、世界に例をみない長期にわたる高度経済成長が実現した。その結果、日本の経済面における国力は、一人当たり国民所得などの統計量で比較するかぎり、世界のトップクラスに到達したのは周知のとおりである。

しかしながら、戦後の傾斜生産方式に象徴される基幹産業への資源の重点配分は、マクロ的な経済成長の促進には十分寄与したとみられるものの、私的資本に比べて社会資本の充実が大幅に遅れたことは否めない。とりわけ近年、国民の生活の豊かさの実現や対外不均衡の是正が政策目標として認識されるに至り、それらとの連関性も高い社会資本整備への関心は以前にも増して高まっているといえる。

このように、今日の日本経済において社会資本整備をいかに進めていくべきかは極めて重要な政策課題であるが、何を社会資本整備の対象とすべきかという分野論や社会資本整備の財源問題などについては、必ずしも関係者のコンセンサスは形成されておらず、しばしば議論の混乱すら観察される。

本稿では、分野論の基礎となる社会資本の概念と財源問題に関して経済学的視点から論点整理を試み、現実的対応の際の参考材料の一つとしたい。

1. 社会資本とは何か。

社会資本という用語は、論者によってかなり異なるニュアンスで使われている。狭義には道路、港湾、上下水道など公的セクターが整備する物的インフラを社会資本と呼ぶ場合があり、広義には環境、教育、金融など自然および社会、経済システムを含めて社会資本と呼ぶ識者もいる。

このような相違は、社会資本とは何かという概念の捉え方が異なることに起因するものである。ここでは、社会資本の概念を再整理してみよう。

社会資本を私的資本の対立概念として捉えた場合に、公的セクターの活動が社会資本と密接に関連していることが予想される。したがって、社会資本の概念を明らかにするため

には、公的セクターつまり広義の政府の活動のあり方を整理することから始めなければならない。

一般的に、自由主義経済体制のもとでは、市場メカニズムに基づく私的経済主体の活動が経済厚生を高めることから、政府の活動は制約される。しかしながら、市場メカニズムの有効性あるいは優位性は無条件に成立するものではなく、市場メカニズムが資源の最適配分を導くためには、厚生経済学の最適性定理が成立することが前提となる。最適性定理が成立するためには、

- ①それぞれの財に交換する市場が存在すること
- ②外部効果が存在しないこと
- ③費用逓減など完全競争と両立しない現象が存在しないこと
- ④生産要素の移動が完全であること
- ⑤競争均衡が安定的で、その調整スピードが速いこと

などの諸条件が必要となる。

逆に、このような諸条件が成立しない場合は一般に「市場の失敗」と呼ばれ、政府の介入により、資源配分が改善する余地が生じるのである。ここでは、このような最適性定理に関する諸条件のうちとりわけ重要性の高い外部性の問題に焦点を当てて、政府の役割として社会資本の概念の整理を試みてみよう。

外部効果が「市場の失敗」を導くことは広く知られており、何らかの補整措置が講じられることが望ましい。外部効果には、私的費用に比べて社会的費用が高むために社会的な不利益が生じるケースに加え、私的収益が社会的収益に及ばないために市場メカニズムのもとでは社会的に最適な量よりも過小な資本しか蓄積されないケースがある。

前者の外部不経済の事例は、環境・公害、都市問題などに典型的に表れる。これらの補整措置としては、外部不経済を発生させている主体に対する直接規制あるいは課税などが一般的であるが、それらを補完する措置として当該主体が社会的費用を低減させることを目的に行う投資活動に対してインセンティブを付与する施策も有効であろう。

外部効果のうち私的収益が社会的収益を下回るケースは、公共財供給の不十分性の問題として一般に知られている。公共財の過小供給を是正するためには、政府が自ら公共財の供給に携わるか、私的収益を向上させるための補助金を供与することによって、私的主体に公共財供給を促進させるかのいずれかが有効である。

ここでは、議論を深めるために、公共財の概念について若干の整理を試みよう。公共

財の定義としては、サミュエルソン流の非排除性および等量消費性がよく知られているが、このような特性を満たす純粋な公共財は国防、警察などかなり限定される。これらは社会資本の中でも最も狭義のものとみなされ、公共部門が自ら当該事業を実施するのが一般的となる。また、サミュエルソンの公共財のフレームワークを拡張して、非排除性と等量消費性のいずれか一方の条件しか満たされない財として準公共財が定義され、具体的には高速道路や公園などが該当する。

このような公共財の概念に依拠するオーソドックスな社会資本は、すでに政府の役割として広く認識され、公共事業など毎年の予算に基づき整備が進められている。しかしながら、このような財の特性に基づく社会資本ではなく、それらが生み出す財やサービスの社会性や公共性に着目すれば、より広範な資本が社会資本として捉えられるはずである。

このような問題意識に合致する概念が、宇沢弘文東大名誉教授（日本開発銀行設備投資研究所地球温暖化研究センター特別顧問）を中心に研究が進められている社会的共通資本（Social Overhead Capital）である。

宇沢教授によれば、社会的共通資本は社会全体の共通の財産として管理され、その使用も市場メカニズムに基づかずなんらかの社会的基準にしたがって決められるべきものと定義されている。ある特定の稀少資源が社会性を有するということは、当該資源ないしはそこから生み出されるサービスが、社会の存立および形成、または人々の基本的権利の充足にとって本質的な役割を果たすことを意味する。

社会的共通資本は、その機能によって3種類に大別される。第一は、大気、森林、海洋、土壌などの自然資本、第二は、道路、港湾、上下水道、都市インフラなどの物的インフラ、第三は、教育、医療、司法、流通、金融システムなどの制度資本である。これらはいずれも高い社会性を有していることから、市場メカニズムのみに依存した資源配分は社会的に好ましくない影響を及ぼすこととなり、公的部門の何らかの関与が必要とされる。

このような広義の社会資本は、市場経済の発展段階や地域性を問わずさまざまな形態において存在し、地球温暖化問題に典型的に示されるように経済発展によってむしろ社会的な稀少性や問題の重要性が高まることもある。

とりわけ、制度資本の重要性は、昨今盛んに議論されている日本の構造問題との関連においても認識されており、社会性、安定性、公平性、効率性などの観点からそれぞれのあり方の見直しが迫られているところであるといえよう。

2. 公共投資と財源問題

社会資本の諸概念のなかで自然資本や制度資本の重要性が認識されるべきであるとはいふものの、今まで社会資本の代表的存在と考えられていた公共投資の重要性が低下するわけではない。むしろ、生活関連インフラなどの低い充足率が豊かな国民生活実現への足かせの一つになっているという認識が存在することに象徴されるように、今後も公共投資への期待は高まることが予想される。

公共投資に関して主に議論となっているのは、分野論と財源論であろう。このうち、分野論については本研究会には多数の有識者がおられ、また世間でもさまざまな議論が展開されていることから本稿では割愛し、財源論に的を絞って主要な議論を整理してみる。

議論を単純化させるために、ここでは国の公共事業を考える。国庫が比較的潤沢な場合には財源に関してはあまり問題とはならないものの、現下の日本のように財政事情が厳しい場合には、資金調達問題が極めて重要となる。財政支出の規模を所与とした場合に税収不足を穴埋めする新たな財源としては、三種類が考えられる。すなわち、増税、国債、および民間資金の利用すなわち民活である。

このうち民活については、プロジェクトの性格に応じて一部利用可能性があるとはいふものの、そもそも一般的には収益性が低いプロジェクトゆえに公共事業の対象となることから、公共投資一般を民活で行うことは現実的ではない。

国債に関しては、その負担を巡って従来より議論が展開されている。まず財政政策の有効性を強調する伝統的なケインズ主義者は、国債はたとえ赤字国債であろうと、その国の国民が保有する限りにおいては負担増にはならないと主張する。なぜならば、債権者も債務者も自国民であるならば、債権債務関係は帳消しにされ国レベルでみた場合には負担が増すことにはならないからである。これらは、夫が妻に借金する場合のような同一家計内の貸借関係になぞらえて説明される。ただし、国債を外国人が保有する場合には、夫が隣人に借金する場合と同様に、将来への負担を残すこととなる。

このような伝統的なケインズ主義者の主張に対して、J. ブキャナンを中心とするヴァージニア学派は、国債の増発による財政規模の肥大化の問題を指摘するとともに、国債が課税の繰り延べである点に着目し、国債の償還時に将来世代が強制的に可処分所得の減少を余儀なくされることから、国債の負担は将来に転嫁されると考えるのである。

また、L. コトリコフは、各世代別に税金などの政府への納付分と年金などの政府からの受益分とを計算する「世代会計」の重要性を強調している。世代会計は、増税と国債発

行が各世代に及ぼす影響を明らかにするのに有効な手段であり、今後負担と受益の評価方法等を発展改良させることによって、より有効性や正確性を高めることが期待される概念である。

以上で紹介した考え方は財源問題に関する議論の一部にすぎず、国債のクラウドディングアウト論や合理的期待形成論者の考え方を含め、公共投資の資金調達を巡る問題は経済学の主要な論争の一つといえる。

さらに、公共投資から生み出される便益をも考慮すると、議論はより複雑となる。すなわち、国防などのように国民全員が便益を受ける事業の場合には、国民全体への課税などが適切であろうが、道路、空港、港湾など受益地域が限定される公共事業の場合には、国民全体への課税で賄うか受益者負担の原則に則るべきかという選択がありうる。

加えて、「大きな政府」と「小さな政府」との選択の問題も、財源論と密接な関係をもつ。すなわち、「小さな政府」を志向する論者は、公共事業の必要性を認めた場合でも、安易に増税や国債発行に頼ることはせず、極力その他の政府支出を抑制すべきと主張するであろう。事実、直接税の増税や課税の繰り延べとなる国債発行は、度が過ぎた場合には勤労意欲の低下や経済的活力の減退を惹起する可能性もある。

このように、公共投資の計画を練る際には、それらがもたらす便益を明らかにするとともに、それらの国民経済的負担をも適切に把握し、コストとベネフィットとの十分な比較考量の下に意思決定がなされるべきであろう。その意味で、そのような意思決定を先送りすることを目的とした安易な国債発行などは、原則的には回避されるべきであろう。

社会資本整備に関するメモ

(国土庁計画・調整局) 山根 一男

現 知政山県工部部長

1. 背景となる生活の変化

(1) 「広がり」の変化

- ・ 徒歩社会から車社会へ、さらに情報化社会へ
- ・ 日常生活の圏域が「むら」から「町」へ、さらに広域圏へ
- ・ 圏域の拡大に伴う生活行動の変化 (例: スーパーでのまとめ買い)
- ・ 諸施設の利用の広域化

(2) ニーズの高度化、多様化、複雑化

- ・ 生活水準の向上に伴い、ニーズが変化
 - 高度化 「量」から「質」へ
 - 多様化 施設整備の多目的化

ニ-7

2. 社会資本整備の効率化、総合化の工夫 (新しい作り方)

- ・ 生活の広域化、多様化などにとともない、必要性増大

(1) 異なる整備主体の相互の連携

港湾、空港と鉄道、道路の連携 (結節点の整備等)

(2) 異なる施設の一体的整備

福祉施設と公共住宅の合築など

(3) 施設相互の機能的連携 (金太郎飴の排除)

各自治体がそれぞれ分担して整備し広域的に利用

(4) 地域の総合的整備

3. その他 (気になすこと)

- ・ 「公平」と「効率」の対立
- ・ 広域化にみあう地方自治体の大きさ
- ・ 長期的視点と短期的視点 (住民ニーズは全て正しいか)

特に 施設のメンテナンス、国土のメンテナンス

-/-

実感のある 豊かな国を創るために

積み残されたボトルネックの克服

権 太 恒 正

戦災によって荒廃し廃虚と化した国土を復興して、人びとが安らかに日々の生活を送ることができるよう、敗戦国の国民に負わされた過酷な条件のもと、我々は今日の生活を犠牲にして、明日の豊かさ、平和で安定した生活、先進諸国なみの経済力をもつ国を目指して我武者羅に働いて来た。

為政者、政策立案者も「輸出立国」の旗を掲げ、乏しい蓄積の中から国民生活を再建し基盤を整備するため、主要産業に対する傾斜生産方式の採用、食えること住むことの安定化を中心として、数次にわたる「公共事業計画」を推進して来た。

64年、敗戦以来の悲願であった先進国クラブ（経済協力開発機構（OECD））への加盟が認められ、先進国として世界に認知されて30年が経過した。その間、石油危機や円高不況など様々な試練を克服し、いまや日本は「経済大国」のイメージを世界に印象付けている。

しかしこの出発点からの、輸出依存の経済成長を追い求める体質は、極端に“富を蓄積”し、各国のネタミと反感をも買うまでになった。“豊かな国ニホン”は、その印象に反し、「国内産業保護と国際収支の黒字維持に重点がおかれ過ぎた（田中直毅氏）」のため、国民一人ひとりが“豊かさ”を実感することができない「シャイでいびつな体質」をもって今日まで来てしまった。

「モノ作り」の世界で生きて来た人びとは、日本の工業製品を世界のトップに引きあげた「カイゼン」、「品質管理システム」の基本思考が、常に“積み残された問題点”を明らかにして、これを狙いとするコンセプトを達成するために、知恵を集め目標を達成するためトライを続け、問題点をツブスことにあることを身につけた。

固体電子素子の開発実用化に始まる“技術革新”と“冷戦構造終息”によって、産業経済の構造はまったく変化した。従来形の土木工事を中心とした公共投資、その波及効果による民間需要の誘発、実需の拡大を期待するといったパターンはいまや全く通じなくなった。

昨年4月「新総合経済対策 ―― 社会資本整備の新たな展開」で表明列挙された多くの事項は、生活者には、「新」と呼ぶに相応しいものは少なく、寧ろ数次にわたる「公共事業投資」予算の配分シェアの固定化がもたらした、いまや“豊かな生活”を阻害する“積み残された問題点”のリストとして映ったのではないであろうか？

社会資本のグランドデザインを再検討、考究を進めるに当たって、これまでの計画が積み残した事項を抽出して、検討論議をして頂くことは、将来に向かって意味あることと考え、いくつかを列記する。

- ・ 電力サイクルの全国統一
- ・ 住宅配電の200（220）ボルト化
- ・ 電力、電話架設ポール（柱）の公道からの撤去、市街地での地中埋設と私有地への移設
- ・ 全JR軌道の複線化と標準軌道化
- ・ 転廃業農地の買い上げによるJR在来線の直線化
- ・ 鉄道保安、信号系のデジタル化

・地方空港管制設備の整備 — 空港気象観測所の拡充

・乾田、休耕地地帯に敷設されている農業用水路の廃止、暗渠化

・全国道、都道府県主要道のオンロード規格自動車の走行に対応できる路盤整備*

・市街地を貫通する主要道の両側歩道整備と透水性舗装

・都市公園の人口1人当たり面積の指定と広葉樹、芝生による緑化

・住宅建築への規格モジュールの導入（例えば、モジュール単位を100cmとする）

・住宅建築の構造、建築資材によるグレード設定と融資条件の差別化

*これによって、メーカは8フィート車幅の自動車生産が可能になるし、

トランスアクスルの開発、大型車両用オートマチックトランスミッションの開発を進めなければならない。

このような“積み残された問題点”をツブすための、必要とする資金源を何に求めるかは大きな問題である。一つの考えは、長期計画として実施される公共事業投資（分類別事業費予算）の未消化額をプールして、これを当てるのは如何なものだろうか。

参考迄に、エコノミスト臨時増刊「図説 日本経済1994」（94年5/9）

107ページ所載の30-1表 社会資本整備の国際比較を添付する。

30-1表 社会資本整備の国際比較

項目	下水道	水道	都市公園	道	路	鉄道	電話	病院
整備水準 指標	普及率 %	普及率 %	1人当たり 面積 ㎡/人	自動車保有台 数当たり高速 道路延長 m/1000台	舗装率 %	国鉄 複線化率 %	普及率 加入/100人	10万人当 たり病床 数 床/10万人
日本	(1992) 47	(1991) 95	(1991) 東京23区 2.6	(1992) 99	(1992) 71	(1989) 32.5	(1990) 44.3	(1990) 1,356.5
イギリス	(1990) 96	(1986) 99	(1982) ロンドン 25.6	(1990) 109	(1990) 100	(1988) 74	(1988) 41.4	(1988) 595.2
旧西独	(1992) 86	(1986) 98	(1984) ボン 37.4	(1990) 268	(1990) 99	(1988) 42	(1988) 46.3	(1987) 1,102.0
フランス	(1992) 68	(1986) 98	(1984) パリ 11.6	(1991) 281	(1991) 92	(1988) 45	(1988) 45.2	(1987) 1,293.5
イタリア	(1992) 55	(1992) 91	(1973) ローマ 11.4	(1989) 220	(1989) 100	(1988) 31	(1988) 34.9	(1979) 974.5
アメリカ	(1992) 73	—	(1989) ニューヨーク 23.0	(1991) 382	(1990) 90	—	(1988) 49.0	(1987) 507.0

出所：経済改革研究会「経済改革について」参考資料

「ハム共」と福祉社△△の建設」を日指して

杉森 康二

1 混迷する日本を開拓するために

現在の混迷を打破し、日本の将来の道を切り開くために「公共と福祉」を理念とする政治と経済システムを確立する必要があると考えている。ここでいう公共とは、社会全体の利益の重視することであり、福祉とは人間が生涯にわたり尊厳をもって生きるシステムを造り上げることである。

この理念はヨーロッパ先進国が伝統的に提起してきたものであるが、それを新たな観点から再構築し、日本の基本政治理念とするのである。それはこれからの日本の発展のためにはこの公共と福祉という理念が必要だと考えるからである。

日本が行き詰まっていることはすでに多くの人々によって認識されている。それは米ソ対立の消滅という国際情勢の大きな変動のなかで、戦後日本の発展を支えてきた政治、行政、経済、社会の各分野のシステムが十分に機能しなくなったからである。制度疲労という言葉があるが、組織の内部に官僚主義と前例主義がはびこり、既得権益が複雑に結び付いたシステムが形成され、その全体を大胆に改革しなければ、社会の停滞は避けられなくなっている。

しかし、この改革は遅々として進まず、事態は深刻になっている。むしろ、日本はすでにハイレベルの先進工業国であり、情性でしばらくは生き続けることができるだろう。しかしそれでは未来に対する政治の責任はまっとうできない。私たちがいま政治の方向を変革しなければならぬと主張するのは、現実の利害関係だけではなく、将来への責任を感じるからである。

率直に言って政党も財界も労働界も、また戦後日本の実質的な運営を取り仕切ってきた行政も、日本の将来についての明確な指針を示していない。したがって、国民の総意を集め、創意をこらして日本の新しい価値観を創造し、新しい時代を開拓することは差し迫った課題になっている。

2 市場経済の長所を生かす

私たちが提唱する「公共と福祉」という理念は、市場経済の効率性を承認した上で、そのシステムがもつ欠陥を克服する総合的な政策である。

市場経済は効率的な経済システムである。しかし、このシステムが世界に普及するにつれ、競争原理による強者優先と弱者切り捨てや公共の利益や資源の浪費、環境が大きく破壊された。さらに、政治に資本の原理が導入された結果、もともと腐敗に流れやすい政治の腐敗が構造的になり極致に達した。またそれが人種や民族差別と結び付き、現在の世界の主要な社会不安の原因になっている。

経済発展を国家目標とした戦後の日本が多くの成功を達成したにもかかわらず、同時にパブル現象を生み、さらに政治腐敗の構造化といった欠陥を露呈したことで明らかなである。公共と福祉の理念にもとずいた新しい社会を構築しなければならない意味はそこにある。

3 政策上の課題

今日の政治状況のなかで、政治理念は思想としてではなく、現実的な政策をつうじて示される。公共と福祉理念も観念ではなく具体的な政策を通じて国民の理解を得なければならぬ。これまで、公共と福祉は経済の発展を障害するものと考えられてきた。確かに、生産力優先、企業利益の追及という観点からは、環境対策や福祉は無駄なものと考えられた。

日本の過去はまさにその典型であった。GNPの中での税金や社会保障に使用される国民負担率は他の先進諸国に比べて低く、その低さが効率の良い経済システムの維持につながっていた。一人当たりGNPは円高の結果、世界最高の水準にあるが、物価も高く、結果としてGNPに占める最終民間消費比率は低かった。社会保障水準の低さは老後の生活を維持するための貯蓄率の高さを反映し、その蓄積された資金が国または銀行を通じて生産や土地投資を促し、地価や物価を高め、国民に名目的な所得の高さに比例した生活の豊かさを実感できないという悪循環をもたらしたのである。

しかし、その経済成長路線は行き詰まった。土地の騰貴の結果、人々は生涯をかけて住宅すら持てなくなり、バブル時代の浮かれた消費ブームも消滅し景気が低迷した。投機に用いられた資金と土地は凍結され、バブル景気を前提とした生産設備は過剰になった。百貨店の売り上げも低迷の一方である。これまでの経済成長を支えてきた方針や政策が、もはや通用せず、日本経済は明らかに構造転換を必要とする時期にさしかかった。

外交も転換期が訪れた。日本は戦後のアメリカの占領下に、軍事力の保持とその対外行使を禁ずる憲法を制定し、軍事と外交選択をアメリカに委ねた。それは東西対立という戦後世界の構造的なかでは有効に機能した。しかし、ソ連崩壊によってその基本構造は大きく変わり、世界は経済を戦略として動く時代に入った。日米の経済摩擦が表面化するようになったのはそのためである。日本はアメリカを含む国際関係を再構築しなければならなくなかった。

4 価値観の転換を

公共と福祉の理念で日本政治経済を再建の軌道に乗せるということは、国民の立場で政治と経済の在り方を検討することでもある。政治の角度からいえば、戦後の政治と行政システムを全面的に見直し、経済成長主義時代の旧い規制を撤廃し新しい時代を演出する規制を創造することである。そしてその政策の基本に「公共と福祉」に置くことである。

今日、国や地方自治体に業務のなかでもっとも公共理念を必要としているのは、国土の保全と都市の再開発である。日本の国土は一九八〇年代の初期から、アーバン・ルネッサンス、リゾート開発など、民間活力の利用という名のもとに徹底して破壊された。都市や農村の開発そのものや民間活力が必要でなかったのではない。それが公共という立場を無視し、企業の利益を目的とし、無秩序に環境を破壊し、都市を住民の住まないオフィスビルの空間に、農村をゴルフ場にしたことが問題なのである。

その意味で、公共政策の中心は、国土開発の新しい政策に据えられるべきものである。それは土地利用の私権を制限し、公共を重視することである。土地公有化や公的管理を推進し、新しい角度から、人間の居住環境と美しさを最大限に考慮した都市計画を策定し、都心部の住宅化、人間の生活する都市の建設を推進するのである。

幸いにして土地は銀行の担保物件として眠っている。この時期を逃して都市を住民本位に再開発できる時代はない。大型の建設公債を発行して、土地を適性価格で買い上げ高層住宅を建設する。これで都心部に住民が帰ってくれば、都市には新しい発展の時代が訪れる。それとともに今後の都市計画を公共本位に進めるための地下の利用権、土地の用途変更などの規制を大幅に拡大するのである。

都市改革は膨大な新需要を開拓する。土木工事や住宅建設などの生活関連のインフラの整備はいうまでもなく、交通機関の充実、国際化に向かっての国際ハブ空港の建設、低公害自動車の普及、情報ハイウェイといった新しい機能をこの新しい空間から導入し、都市に集中する研究機関や大学の近代化などの課題の解決につながる。

これらの新社会資本の充実のためには、長期間にわたり固定化している公共投資の用途を大幅に変革し、投資効果が高く、国民生活の充実や都市の美観の創造といった政策目標に集中し、新しい需要をつくりだすのである。

農村を破壊したリゾート法を改定し、農業を発展させることによって自然を保全するシステムを造り上げる必要もある。ウルグワイ・ラウンドの成立とともに、日本農業は国際競争力を確立しなければなくなっている。それを目標とした研究施設の充実、農地や農場の整備や経営方法の改善に取り組まなければならない。またそのためにはリゾート法によってずたずたに引き裂かれた自然の回復をはかる必要がある。

5 高度福祉社会の今日的意義

① 生きがいの追及

日本に新しい高度福祉システムを導入することも緊急性のある政策課題である。ここでいう新福祉システムとは、弱者救済を目指した過去の福祉政策ではなく、人間としての尊厳を保つための生涯政策であり、人間の能力を生涯にわたり社会で活用させるための雇用政策と社会保障システムとを結合し、かつそれを最も合理的に実施するシステムを指して

いる。

その基本は老後の生活の安定をもたらす年金と医療、人間の生きがい重視する総合システムである。日本の年金は、金額面で国際水準に達したが、それは対ドル・レートの関係で額面が高くなっているため、物価高、福祉施設の貧弱さを考えれば実質の水準は欧米先進国に大きく立ち遅れている。それが、日本社会にかなり大きい歪みを与えているのである。

② 福祉の充実がもたらす経済発展

その一つは個人貯蓄率が他の先進国と比較してかなり高いこと、二つはGNPに占める民間最終消費の比率が低いことである。貯蓄率の高さの主要な原因はいうまでもなく老後への不安からである。したがって、老後を安心して過ごせる価格面で安く、内容の充実した福祉関連施設が充実すれば、この貯蓄は個人消費に移行する可能性がある。それは国内市場の新たな拡大要素となり、不況という日本の最重要の経済政策課題を解決するだけではなく、新たな需要の開拓という現実的な経済政策としても大きな意義がある。

景気回復のためには当面、需要喚起のための所得減税が不可欠である。それが有効需要に結び付くためには、政府が雇用対策に全力を尽くすこと、とりわけ、社会救済的な意味ではなく、失業した人、年金取得年限に達した人々の職業経験を社会に活用する、新しい復讐的な雇用システムを創造することが大切である。

たとえば定年制を六〇歳と六五歳の二重とし、後の五十年間は政府の雇用公団に登録するのである。この整年労働能力の効果的な活用は、人口高齢時代に入っている日本の緊急課題であり、またその職と技術を保存することは日本の伝統的なハイテクを維持する上からも重要なのである。またODAなどの外国への支援として海外派遣を考えることにより、海外に日本の技術と経営ノウハウを移転させることも十分に可能であるはずである。

これまで政府の資金運用部を通じ、公共投資や産業資金に投入されていた貯蓄を、国民の消費の拡大に向かわせることは、かつて日本経済が設備投資を中心とした資金の流れを逆流させることである。かつての高成長時代には、生産や建設に投入される資金を確保する貯蓄率の高さが日本経済の高度成長の一つの指標と考えられた。しかし、現在は経済の浮揚に最も効果があるのは個人消費の増大であり、そのためには、すでに八〇〇兆を越える預貯金の消費への転換が大きな役割を果たす。

③ 福祉向上のための新システム

アメリカ型の消費生活を追求してきた過去の日本の消費性向は、すでに飽和状態に達している。しかし、日本人の消費傾向は明らかに量から質に、物質から文化的な分野に変動している。ゆとりのある休暇を求め、人間としての充実と家庭生活の再確認、仕事と生活

の共存などを求めている。しかし、それらを充足させる設備や自然はまだ未整備なのである。新しい需要は考え方によりいくらでも開発できる。そしてその質の改善が日本人の生活様式を変化させ、豊かな社会を実現して行くのである。

国民生活の向上は、所得の上昇だけではなく、物価体系の低下によってもたらされる。日本の物価は世界一であり、これを欧米並にすれば、日本の実質的な生活水準は少なくとも三〇％は引き上げられる。このための物流システムの近代化と海外からの批判の高い規制の撤去がさしせまった日本経済改革の課題でもある。

社会保障、とりわけ年金の増額と老人への手厚い保護施設の充実も、新規需要をつくり、さらに消費に還元される資金の増大につながる。問題は、過去のヨーロッパ諸国が現実直面した福祉国家が陥った国民負担率の増大と、福祉システムにおける無駄の制度化をどう解消するかにある。それも民間への業務移管や非営利民間組織の活用によるコストとサービス向上によって解決することが可能だろう。

福祉後進国の日本は後発の利点も生かすことができるのである。むしろ身体障害者や病人、自立できない老人への手厚い保護は当然で、それも政府は資金は支出するが運営は民間に委ね、ボランティア活動の重要性を認識し、その法的な支援を積極的に講ずることが将来社会への道筋を示すことになる。ただ年金額を上げるというのではなく、現在の年金額で、老後が心配なく過ごせるシステムを開発することも検討すべきである。設備の新設はいうまでもないが、さらに重要な意味をもつのがその経営の一部を非営利民間団体の自治に委ねることである。

④ アジア諸国のモデルに

この福祉政策は経済成長著しい東アジア諸国の次の国家理念のモデルにもなるだろう。台湾や韓国、そしてASEAN諸国が福祉を探索すれば、それが国内市場の拡大につながり、輸出依存度のつよいこれらの諸国の経済体質を変化させ、地域経済の規模を拡大し、国際的な依存関係を発展させるとともに、貧困に由来する社会的混乱や対立を是正し、世界のなかでの東アジアの位置をさらに高めることになる。日本はそのモデルを提供するのである。

6 新しい管理と規制のための法体系の改革

新しい価値観にもとづいて日本の改革を行うとすれば、その理念を推進する国民を軸とした民間の意思の結集と、それを管理する行政の新しい規制とシステムを造り上げなければならぬ。規制緩和は進めなければならない。しかし、行政はどの社会でも不可欠なシステムであり、公共の立場を強化するためには新しい規制の設定と強化は不可欠なのである。問題は必要に応じた規制をつくることであり、それに応じて旧くなった規制を大胆に

廃棄することである。

問題は、政治が新しい立法を通じて、行政に明確な指針を提示しなければならないことである。政治の最も重要な役割はまさにそこにあり、それは理念を立法化して行政を指導することなのである。また官僚システムの保守性を打開するためには、法と行政を、十年ごとに見直すなどの規定を立法機関の義務づけておくのことも必要かも知れない。

先に述べた大都市や農村の改造といった具体的な政策を推進するためにも、建設、郵政、農水、運輸、国土、環境、通産、大蔵、都道府県などの各官庁の新しい機能を検討し、さらに建築基準法、農地法、食料管理法、都市計画法、相続税法、消防法、電波法、電気通信事業法などを全面的に見直し、新しい行政システムを造り上げてゆく必要がある。それらの課題はすべて現在の行政の枠組みを越えているが、一挙に行政を改変することは難しいことなので、最初は行政組織間のパーソナル連合などによって、現実の縦割りの枠をどう越えるかについての知恵が必要である。

改革とは、創造と破壊が平行する過程であり、現実の問題としての複雑な利害関係の調整無く問題は解決しない。それにはまず、新しい魅力にあふれる権益の明示と、犠牲者救済が具体的に提示されなければならない。これは企業を含めこれはすべての組織に共通する新陳代謝の原則であり、行政としてその例外ではない。

いずれにせよ、新しい社会を建設するには、それを推進する新しい立法が必要であり、それにとまなう規制と管理システムが不可欠になる。民間の利益本位が先行し、行政が後追いついた一九八〇年代の国土開発計画が失敗し、いかに日本の自然を破壊したかという現実を見ればその規制の必要性が理解できるだろう。自然と環境を徹底的に保全し、人間本位の都市や農村をつくり、国際協力の新しいシステムを造り上げるためには、行政に新しい理念と機能を与え、民間の投機をコントロールする他はないのである。

行政組織の役割は法の執行である。したがって法が変われば行政も変わる。日本の行政組織がまさに革命的ともいえる戦後改革を遂行したのは、法が変わったからである。そして日本の行政組織が見事にその改革を履行したポテンシャルはまさに巨大なものがある。問題は、立法機関が新たな法を設定することである。そして立法機関の機能が低下し、現実には日本の改革を推進する法が設定できなくなっていることにある。政治改革の本当の意味は、立法機関の充実にある。

7 国民のための財政と税制を

これらの改革には当然のことながらそれにとまなう財政と税制を検討しなければならない。新しいシステムを作ろうとすれば当然に財源の確保が不可欠だからである。そしてその財源は経済成長が維持でき、公平な税制を確立することによって確立することができる。

新政策によって公共投資の効果が高まり、個人消費が拡大すれば税収も自ずと増収されるからである。むろん、所得税と法人税の公平化、間接税を当面は税収の三五％に、将来

は五〇%程度に高めることは必要であろう。それにともない所得税率は引き下げる。それが効果を上げるためには大幅である必要と、先にも指摘したように福祉・雇用安定策とを平行して提起することである。

公共投資の用途の変更が新しい価値観にもとづく政治を推進するためにどうしても必要である。また当面は、将来の税の直間比率を改革することを前提として、国債を大幅に発行して景気対策を推進すればよい。現実の問題として資金運用部が運営している財政投融资を含めれば、日本の国家財政はまだ十分な余裕がある。それを決定するのも政治的決断の一つである。

将来、福祉を充実すれば国民負担率の上昇は避けられない。それをGNPの五〇%を上限とすると考えればよい。老後が安心して過ごせるシステムが確保できれば、そして政治が国民の信頼を裏切らなければ、国民は増税に同意する。無根拠な主張ではなく、現実にはスキャンジナビア諸国ではそれが現実のものになっているし、高福祉社会を実現したスウェーデン社会民主党やドイツ社会民主党が、一九九四年の選挙で政権に復帰することが確実視されていることも、高福祉への国民の要求がいかに根強いかを示している。問題は効率的な福祉システムを確立することである。

8 新しい国際活動の課題

これからの日本の国際活動の基本は積極的平和主義である。東西対立が終わったいま、日本はその外交姿勢をとりあえず東アジア諸国に示し、モデルを提供するのである。まず国防政策を中立の維持に置くスウェーデンやノルウェー、さらに核、化学、侵攻兵器の製造禁止を定めるとともに、緊張緩和のために積極的に国際機関の誘致を行っているオーストリアなどの外交政策は日本の参考になるだろう。

ただしそれは日本の自衛権を否定することではない。自国は自力で防衛するという断固たる国民の決意の表明と、それにふさわしい自衛力の保持、緊急時の国民による国土防衛システムの確立、他国との協力による平和維持活動の強化の確立が不可欠なのである。

現在は東西対決の終焉によって平和維持のための基本条件が整いつつある時代である。東アジアでも緊張は緩和された。それはそれら諸国の経済成長の成功により、貧困から生ずる社会的緊張が急速に減退しているからである。日本がその貧困の解消のためにいっそう協力すれば、それはそのまま日本の安全保障につながってくる。

むろん米ソ対立が終了しても民族や宗教などの要因にもとづく地域紛争は続いている。したがって日本も積極的平和主義の立場からそれらの紛争解決に寄与する必要がある。しかし、日本国憲法の規定により非軍事的手段に限定して行う必要がある。現在の地域紛争では、軍事的手段を用いるより、非軍事的な平和維持活動の分野がはるかに大きいということも認識すべきなのである。

米ソ対立という世界構造を前提として成立した日米安全保障条約も、その基礎の崩壊と

ともに意味が変化している。日本側が存続を希望してもアメリカ側がそれに応ずるか否かは別の問題である。日米関係は依然として日本の外交関係の機軸である。とすれば、日米関係を軍事同盟から経済を中心とした協力関係に変化させることが相互利益に合致するかも知れない。

東西対立後の国際活動とは何か、日本の国際的地位に相応しい国際活動とは何かを現実に即して検討しなければならない。日本の経済力と技術力を、世界の環境破壊と貧困の解消のために有効に活用するシステムを考えねばならない。また朝鮮半島などにまだ残る緊張要因解消のための外交的な知恵を働かすことも大切である。

国際活動を積極的に進めるための国内基盤をつくることも重要な課題である。現在の日本には国家、民間を問わず人々を国際活動に人々を積極的に参加させたり、その安全や損害を保障するシステムが不足している。軍事的介入はしないといっても、紛争地帯に人間を派遣すればそこに危険が待ち受けている。武器を持たない民間人が被害を被る危険性も高いのである。したがって危険を前提とした危機管理と保障システムが不可欠である。

またボランティアとして海外活動に参加する人達に一時休学や休職を認め、各種トレーニングの場を提供し、資金面での支援することも必要である。

国連を舞台にした平和維持活動については、軍事訓練を受け、軍事知識をもつ現在の自衛力の半数を非軍隊の国際協力隊に切り替え、積極的に国際的な医療、建設、環境保全など後方活動に専任させることを考えてはどうだろう。

いずれにしても日本の新しい国際活動のスタンスを新たに規定し、その国際協力の強化をはかるべきなのである。アメリカや東アジアとの協力、中国やロシアへの対応など日本の外交課題は山積みされている。またこれからの国際関係が経済を軸として動くならば、日本は自由化を促進するためのあらゆる努力を惜しんではならない。自由化を前提としなければ、日本の国益を追求することも不可能なのである。

その第一歩がウルグワイ・ラウンドを成功させることであり、米の関税化を、日本の農業をいかに発展させるかという課題と平行して推進するのである。しかし、日本の新長期国際戦略のスタートはGATTウルグワイ・ラウンドを結実させることがその第一歩となることは疑いない。

9 新憲法の制定を

政治や経済の改革は明快なビジョンなくてはなしえない。それは戦後日本の政治過程をふりかえればすぐに理解できる。戦後日本はほぼ順調に発展してきたが、決して直線的に発展したのではなく、政治理念が、国民の期待と結合したときに初めて成功しているからである。戦後の憲法も民主化への国民の熱烈な支持によって成立したのである。

現在の日本の改革を目指す動きも、最終的には「新日本国憲法」の制定に結び付く。現在の日本国憲法は敗戦直後に制定されたものであり、当然のことながら日本の国際活動の

義務が十分にうたわれていない。積極的平和主義ではなく静止的な平和主義が貫かれているのである。日本は国際化時代にふさわしい新しい憲法を創造しなければならない。

ただし自衛権を明記し、そのための国民の義務を規定すること、日本の国際活動を平和維持活動と経済協力による貧困や南北格差の是正に限定し、軍勢を単位とした軍事的な作戦活動への不参加を改めて新憲法で規定するのである。

新憲法では公共と福祉の重視や地方分権、行政システムの見直し、立法機関の在り方といった日本国家の新しい役割が検討されなければならない。また法律を常に時代の要請に答えるものとするため法律の性格により十年、二十年、そして五十年といった期間で再検討する義務をうたっておくことも大切である。それが行政の改革につながっているからである。

10 政治の指導力の復権

現在は政治の時代である。政治的なリーダーシップがこれほど期待された時は久しくなかった。それは現在が世紀的な転換期だからである。戦後日本の政治方向を指示したGHQもいまはない。日本人が日本人ために明日を考え、新しい日本を創造しなければならないのである。

われわれは、明日の日本のために提案を行った。われわれが期待するのは百花斉放・百家争鳴である。国民の一人一人が日本の改革について、また将来について発言しようではないか。そうすれば必ず日本の明日についての良い提案が得られるだろう。現在はそういう時代なのである。